



介護保険が 始まった

介護保険制度が4月1日からスタートしました。介護を社会全体で支えるこの制度は、40歳以上の全員が加入し、保険料を負担していただきます。介護保険は内容の充実度や利用度が高くなるほど、保険者に負担が掛かる面もあります。円滑な制度利用に市民の皆さんのご理解をお願いします。制度を皆さんから理解していただくために、今回広報とは別に介護保険を解説したパンフレットを配布しました。ぜひご覧ください。

表2 支給内容と対象者

支給内容	対象となる人	受給できる人
介護用品 (紙おむつ、尿取りパッド、ドライシャンプー、その他介護に必要な消耗品)	要介護4か要介護5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、その人の世帯が市民税非課税世帯であること	左に該当する人を介護している家族に支給します (助成の方法) 月額8,000円分の購入助成券を交付します
介護慰労金	要介護4か要介護5に認定されている在宅の65歳以上の高齢者で、その人の世帯が市民税非課税世帯であること	左に該当する人が1年間にわたって介護保険のサービス(年間1週間の短期入所生活介護と短期入所療養介護の利用を除く)を受けていなかった場合に、その人を介護している家族に支給します (助成の方法) 10万円を支給します ※1年間サービスを受けないことが条件になるため、実際の支給は平成13年度からとなります



介護保険に関する さまざまな制度

介護保険では、サービスを利用した場合に掛かった費用の1割を利用者が負担することを基本としています。しかし、国は、サービス利用者の負担が福祉制度の時に比べて急激に増えることのないよう、さまざまな制度を発表しました。

これを受け、白根市でも次のような制度を実施します。

訪問介護(ホームヘルパー)の利用者負担の軽減

介護保険でホームヘルパーを利用する際には、市に申請書を提出していただくことが必要です。認定証を提示することによって、ホームヘルパーを利用する際の利用者負担が3パーセントとなります。認定証は介護サービス計画(ケアプラン)を作成する際に居宅介護支援事業者が提示していただくほか、ホームヘルプを利用する場合に事業者が提示していただきます。

表1 ホームヘルパーの利用者負担軽減の対象者

対象となる人	負担軽減の内容
(1) 平成11年度にホームヘルパーを利用している65歳以上の人(平成12年4月1日現在)で、その人が生活保護被保護者またはその人の世帯の生計中心者が所得税非課税の場合(平成11年度の費用負担額が0円の場合)	平成12年4月1日から15年3月末日までの利用者負担は3%(平成15年4月から17年3月までは未定)
(2) 次のいずれかの要件に該当する人で、その人が生活保護被保護者またはその人の世帯の生計中心者の前年所得税が非課税の場合 ①65歳になる前の障害が原因で障害者手帳の交付を受けている65歳以上の人で、平成11年度にホームヘルパーを利用している人 ②65歳になる前1年の間に身体障害者制度のホームヘルパーを利用している人 ③要介護認定か要支援認定を受けた40歳から64歳までの人で、障害者手帳の交付を受けている人	平成12年4月1日から17年3月末日までの利用者負担が3%



例) 要介護1と認定された人で、表1(1)に該当する人が介護保険でホームヘルパーを利用する場合の負担額(訪問時間が30分以上1時間未満で、身体介護が中心の場合)

4,020円×97%(介護保険からの給付)≒3,899円
4,020円-3,899円=121円(利用者負担分)
(本来は1割負担なので402円となります)

介護する家族への介護用品・介護慰労金の支給

要介護認定の申請をし、要介護4・要介護5と認定を受けている在宅の六十五歳以上の人を介護している家族(市民税非課税世帯のみ)への慰労として、介護用品・介護慰労金を支給します。対象となる人などについては、表2のとおりです。

介護用品の支給に当たっては、助成券を交付します。助成券は要介護認定の有効期間に応じて該当月数分を交付するもので、紙おむつなどを購入する際

介護を予防 生活を支援するために

介護保険制度のほかにも、白根市独自の制度としてさまざまなサービスを実施します。対象となるのは、要介護認定・要支

介護保険料が決定

白根市の六十五歳以上の人の保険料基準額が、年額三万三、六〇〇円(月額二、八〇〇円)と決定しました。しかし、特別の措置により平成十二年四月から九月までは保険料を徴収しません。平成十二年十月から十三年九月までは基準額の二分の一となります。

詳しい計算方法は三月一日号の介護保険特集をご覧ください。

特別養護老人ホームに入所している人の利用者負担と食費の軽減

以前から特別養護老人ホームに入所している人は、介護保険で引き続き入所する時に利用者負担と食費の軽減制度があります。この制度では、これまで納めていた費用額を上回ることはないように配慮されます。

対象となる人は、申請書を提出していただきます。軽減を受けることができる場合は、被保険者に利用者負担の減額と食費の軽減の認定証をそれぞれ交付します。認定証を入所している施設に提示することによって、負担が軽減されます。

四十歳から六十四歳までの人(第二号被保険者)の保険料

国民健康保険に加入されている人の介護保険料は、国民健康保険料に上乗せする形で納めてもらいます。したがって、平成十二年度から国民健康保険料の納付書には、介護保険料が含まれた金額が記されます。

問い合わせ

市役所保険福祉課
介護福祉推進室高齢福祉係
☎373-2111(内線270、271、233)

白根市在宅介護支援センター
☎373-4663